

件 名	令和7年度 第4回旭川市緑の審議会		
日 時	令和8年1月8日（木） 18:00～19:40	場 所	旭川市総合庁舎 7階 大会議室A
出席者	<p>【委員】14名 安藤委員、内村委員、江口委員、岡本委員、小泉委員、小平委員、塩田委員、菅委員、滝沢委員、田中委員、成田委員、藤倉委員、舟橋委員、森崎委員</p> <p>【事務局】12名 公園みどり課 星課長、和田主幹、櫻井主査、矢吹主査、瀧新主任、白瀬係長、安田主任、 北海道造園設計・ダイイチプランニング共同企業体（5名）</p>		
欠席者	<p>【委員】1名 堀委員</p>		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・資料1 第2次旭川市緑の基本計画改定案 ・資料1-2 第2次旭川市緑の基本計画改定案 (11月10日第3回緑の審議会からの修正点について) ・資料2 第2次旭川市緑の基本計画改定案 概要 ・資料3 有料公園施設使用料の改定等について ・資料4 都市公園パークゴルフ場使用料減免措置の試行について(報告) 		
<p>《概要》</p> <p>1 開会 (事務局) ・会長挨拶願う。 (会長) ・<開会に当たっての挨拶></p> <p>2 議題 (1) 第2次旭川市緑の基本計画中間見直し (会長) ・議題1について事務局から説明願う。 (事務局) ・前回11月10日に緑の基本計画の素案を審議していただいた。並行して市役所内の関係部局による旭川市緑の基本計画庁内連絡会議を設置しており、そこで3回にわたり会議を開催し協議した際に出た意見による変更を踏まえ、前回示した素案からの変更点について</p>			

説明する。

- ・今回の改定案の審議後、1月16日からパブリックコメントを行うこととなっているため、細かな修正も含めて説明するので了承願う。

〈資料1 第2次旭川市緑の基本計画改定案 及び 資料1-2 第2次旭川市緑の基本計画改定案（11月10日第3回緑の審議会からの修正点について）に基づき説明〉

（会長）

資料1の赤字のところが修正点であると説明があった。資料1-2が別紙ということである。説明について何か質問や不明点があれば、お受けする。主に文言の修正や、新しいデータへの入れ替えというところなどで修正があったがよろしいか。何かあればまた遡って質問いただきたい。ここまでよいということで、先に進める。

事務局から次の説明を願う。

（事務局）

〈資料1 第2次旭川市緑の基本計画改定案 及び 資料1-2 第2次旭川市緑の基本計画改定案（11月10日第3回緑の審議会からの修正点について）に基づき続きを説明〉

- ・a-1-1 特徴ある大きな公園の整備という項目に関し、花咲スポーツ公園の整備について、スポーツ施設整備課と協議の上、花咲スポーツ公園再整備基本構想に基づいて整備方針を詳細に追記した。

- ・今後、花咲スポーツ公園の魅力や利便性の向上に向けて、公園の敷地面積内に建てられている建築物の面積の割合である建蔽率の緩和等の条例改正を視野に入れているので、今後の整備を見据えた内容へと修正した。

- ・国の都市公園法運用指針では、建蔽率の基準や特例を条例で定めるに当たっては、公園審議会や都市公園法第17条の2の規定により組織する協議会等を活用することも考えられると示されているため、今後、緑の審議会で建蔽率の緩和を審議いただくことも予定している。

（会長）

- ・建蔽率とはどういったものか。

（事務局）

- ・公園の敷地面積内に建てられる建築物の面積の割合である。

（会長）

- ・インクルーシブとはどのような概念か。

（事務局）

- ・障害のある人もない人も誰でも、そういうことに関わらず誰もが一緒になって利用できるという考え方である。

- ・資料2については、概要版となっており、今回の変更を反映した内容となっている。緑の基本計画の目標や重点施策を抜き出した内容であるので、説明は省略する。

（会長）

- ・中間見直しだが、見直した内容は、いつまで使われるのか。

(事務局)

- ・今後 10 年で、令和 17 年までである。

(会長)

- ・元の計画はいつできたのか。

(事務局)

- ・平成 28 年に制定した。

(会長)

- ・平成 28 年にできた基本計画を、今回の中間見直しで、委員の皆さんのが合意して、見直したもののが、令和 17 年まで基本計画として使われ、実施されていくということのようだ。

(A 委員)

- ・質問ではないが、5-13 ページ、本文の方で北彩都ガーデンという表記を JR 旭川駅南口に修正したということだが、写真は北彩都ガーデンになっている。ここは問題はないか。

(事務局)

水に親しめる空間づくりということで「かわまちづくり計画」の文言を「旭川駅周辺かわまちづくり計画」に直したということを説明した。この項目はその「旭川駅周辺かわまちづくり計画」を含め、水に親しめる空間づくりに関係している内容であればよいと考えているため、北彩都ガーデンの鏡池の写真となっていることは、問題ないと考えている。

(会長)

掲載した写真は、旭川駅が入るようにもう少し東の方を写したものの方がわかりやすいのではないか。検討願いたい。

(事務局)

対応を考える。

(会長)

他に何かないか。

(B 委員)

- ・5-44 ページ、E-3-2 「緑のセンターの充実・強化」の本文の下に「※緑のセンター等」という注記がある。ここの表記だが、嵐山公園内にある北方野草園は「北方」ではなく「北邦」ではなかったか。また、公園センターは北邦野草園の管理や嵐山の自然等を紹介するということを書いているが、公園センターは嵐山公園全体の管理はしていないのか。

(事務局)

- ・指摘のとおりであるため「北方」の表記は「北邦」に修正する。
- ・また、嵐山公園センターは、嵐山公園全体の管理を行っていることがわかりやすくなるよう表記を修正する。

(会長)

- ・嵐山公園には北邦野草園と何があるのか。アイヌの施設など三つあったように思う。

(事務局)

・社会教育部のアイヌのチセなどがある。嵐山公園の中には、公園機能と一緒にアイヌの史料がある。嵐山公園センターは嵐山公園内にある管理棟である。

(会長)

・チセなどがあるのは、北邦野草園の中にあるということか。

(事務局)

・北邦野草園自体が嵐山公園の中の一部である。

(会長)

・そこに三つぐらいの施設があるように理解して間違いないか。

(事務局)

・嵐山公園の中に北邦野草園があって、アイヌのチセの建物もある。

(会長)

・アイヌ文化の森伝承のコタンと、ほかに資料館もあったと思われる。全体が嵐山公園ということで承知した。他に何かないか。

(C委員)

・何か所か「検討します」というように、文言を直した場所がある。例えば5-37など、何か所かあった。元の文章は「進めます」となっていたと説明があったが、「検討します」という表現への変更は何か後退したようなイメージになってしまふと感じるが、そういう意味ではないか。「検討します」に変えた理由を知りたい。

(会長)

・同感である。委員も感じると思う。

(事務局)

・大きな方針として今後10年間を見据えた上で、この計画を作っていくわけだが、それで「検討します」という言葉に修正をした部分も何か所かある。庁内連絡会議の結果を踏まえ、また新たに重点化して力点を置いた施策と比較して、力強く進めるというところまでではないように考えられたことからこのように変更した。

(D委員)

・資料については特にもう問題はないが、住んでいる場所の現地の樹木について、緑被率などの部分で、少し聞きたい。調査環境の部分。街路樹の健全な生育を図る管理などという部分である。

・数値は関係ないが文言の中で地域の街路樹の環境を管理する上で、少し疑問点があった。木が立派な幹になってきているが、剪定しすぎているのではないかと感じている。この意見は他からも出てくると思うが、将来的に剪定の限界がくると思う。幹がどんどん大きくなって、電線にぶつかると幹を切らなければならない場所が出てくると考える。

・幹を切る場合に、樹木は歩道に植えてるので、その幹をどのようにしてその場から除去して、緑被率を上げていくのかなという市民としての素朴な疑問である。そのような例は市内でかなりあると思う。どのように計画しているか教示を願う。

(事務局)

・緑被率の質問だが、指摘のとおり街路樹は、ものによってはほとんど枝を落としてしまうようなところもある。街路樹含め、平面的に、全体的に緑の確保というものをか考えていくというのが緑被率の考え方であるので、部分的に強い剪定をすることで枝葉が少なくなる部分はあると思うが全体の量として確保できるように緑被率を考えている。

(会長)

・植えてから何十年も経つので、言い方は悪いが、老木になって枝が折れる危険性があるから切っていると私は思っていた。それもあるのではないか。

(事務局)

・街路樹の管理については、話にあったように非常に大きくなっている木もあり、老木化して弱ってくると、強風に際し倒木する、枝が落ちるということもある。事故に繋がるのを見受けられるようであれば、伐採する、枝を折らずに強く落とすなど、そのような管理はどうしても出てきてしまうのが現状である。

・あと住民の方からの苦情が多いなど、そうした地域によっての管理の兼ね合いも見ながら、その樹木の管理を行っている。

(会長)

・かなり難しい問題と考える。常磐公園の横の石狩川のところにあったポプラの木を切るかどうかという問題に、私は関わったが、相当な議論があって常磐公園の中の木をどれぐらい切るかという時も、やはり緑を維持したい方は、切らないことを求める。

しかし危険性などに鑑みた場合は切らないといけない。どうしても市が管理していることもあり、枝で怪我をしたりしたら、市が責任を問われるということもあるのではないか。だから、安全をまず第1に考えたら切らざるを得ないという側面がある。

・CO2、安藤先生が詳しいと思うが、年をとった木は若い木に比べて緑の威力がとても小さくなる。

(C委員)

・そのとおり。

(会長)

・CO2の排出に対応し、地球温暖化の抑制に貢献するためには、古くなった木は新しい木に植え替えていかなければいけないが、旭川市は経済的に難しいということと理解している。ですから今のところ切るだけになっているところ、枝を払って丸裸の街路樹が多く感じる。皆さんは少し寂しさを感じていると思うが、いろいろな理由があってそうなっているということだ。

(D委員)

・承知した。心配があったので問い合わせた。伐採等によらなければ問題が解決できない樹木については、全部切ってしまわないといけないとは考える。

(会長)

・入れ替えないで街路樹がない街路になってしまい少し寂しい気になる。委員の皆さん、樹木を入れ替える余裕が出るように、旭川の経済を回して活性化してほしい。

他に何かないか。

(C委員)

- ・D委員が言われたのは強剪定のことか。緑被率とか。安全面とかではなくて、強く剪定している木がかなり多いという。

(D委員)

- ・そのとおり。緑被率のパーセンテージを上げなければならぬと書かれているが、その緑被率の調査をする際に、どのように見ているのか。丸裸になった樹木を、緑被率のパーセンテージに入れているのかということも気にかかっている。

(会長)

- ・緑被率というのは見たものでよいのか。緑視率と緑被率の二つがあると理解している。

(事務局)

- ・衛星画像を活用して、上空から緑がある率を確認している。市内の樹木や、草地のなど割合を算出したものである。

(会長)

- ・これが緑被率ということだ。面積は緑被率。他に緑視率という指標がある。D委員が気にかけているのはどちらか。

(D委員)

- ・勉強不足で街路樹は緑被率と、緑視率のどちらの調査に当てはまるか承知していない。

(事務局)

- ・街路樹は両方に該当する。上から見た場合が緑被率で、目線で見た場合が緑視率になる。

(会長)

- ・目線で見たものを測るのはかなり難しそうだ。両方該当するということのようである。定期的に上から測定しているのか。

(事務局)

- ・基本的には今回の中間見直しの中で、緑被率の確認はしているが、計画の見直しの際に緑被率の確認をしているので、定期的に2年に1回とか3年に1回という形で緑被率の確認は行ってはいない。

(会長)

- ・他に特になれば、このように中間見直しを行い、これを令和17年まで基本計画として、修正結果を生かしていきたいと思うがよいか。

(出席委員)

- ・異議なし

(会長)

- ・この2月下旬の最終案の審議というのは、今説明があり、質問等のあったものについて、朱書きや見え消しを直したものが出でてくるだけか。

(事務局)

- ・パブリックコメント実施結果の反映の有無によるところがある。

(会長)

- ・審議内容に加え、パブリックコメントで何か有意義な指摘があればそれが反映されるかもしれないということだ。それで再校正して4月上旬に改定版が作成されるということのようである。

(2) 有料公園施設使用料の改定等について

(会長)

- ・議題2について事務局から説明願う。

(事務局)

<資料3 有料公園施設使用料の改定等についてに基づき説明>

(会長)

- ・主に増額で、減額、廃止もあるということだ。何か質問等はないか。委員の中で相撲場で相撲をとられた方いないか。その相撲場がなくなるということだ。廃止は8となっているが、スケート場と相撲場以外に何か廃止されるのか。

(事務局)

- ・今回廃止するのは相撲場1施設になっており、8というのは、その相撲場1施設の中には料金体系が8項目あるということを示している。令和8年度での施設の廃止を検討しているのは相撲場だけである。

- ・スケート場については、令和9年度以降ということで方針が出ている。

(会長)

- ・その後花咲のスポーツ公園の再整備、リニューアルに向けて、またスケート場ができるかもしれないということか。

(事務局)

- ・現在の検討の流れでは、花咲スポーツ公園の中にスケート場ができるというようには聞いてはいない。

(会長)

- ・花咲スポーツ公園からスケート場はなくなるということで理解した。

(事務局)

- ・現在、球技場と冬場はスケート場ということで兼用利用しているが、今回の計画の整備において、令和9年度以降に花咲スポーツ公園でのスケート場の営業はやめるということで進んでいる。

(会長)

- ・あくまでもこの資料3に上がったのは公園みどり課の案件としてのものだけと理解した。

- ・廃止は相撲場だけ。項目が8つあり、大人や子供、午前や午後、そのような感じで8つの料金区分がなくなるから廃止8項目と書いてあるということだ。他に何かご質問はないか。相撲場が無くなることは了解としてよいか。

・一山本など頑張っている。相撲を見ている方はいると思われ、皆さん相撲を取られることはないかもしれないが、子どもたちが利用するというはあるかもしれない。しかしもうここ何年も近年全然使われてないということであるので廃止するということのようだ。

・この減額後というのは何が減額になるのか。値上げするのはわかるが、値下げするのはどういうことか。

(事務局)

・東光スポーツ公園の武道館の中に体験学習室という会議室があり、令和3年度にそこの料金を他の施設の維持管理費を参考にして設定した。令和3年から実際に運用を始めたところ、想定ほどコストがかからなかったので、これを基に今回の見直しでもう1回利用料維持管理費の見直しを行ったところ、若干の料金の値下げに繋がり、今回変更するものである。

(会長)

・スポーツ公園の会議室に5項目の料金設定があるということと理解した。

・全体としては値上がりするが、変更案に同意してよいか。

(E委員)

・体育館の中に、利用者の声を聞く会という会がある。スポーツ協会が取りまとめている組織だが、先日、その中でおおよそ12団体ぐらいの代表が集まって、体育館などを利用するのに、どのような希望があるのかを聴取する会が開かれた。その中で例えば、体育館の利用料がこれから上がるだろうが、小さなスポーツ団体においては、なるべく上げないで欲しいといふ意見がある程度まとまった。そのような意見が使用料の改定に係る意見募集結果として上がってき、使用料が多少安くなる、調整されるなどといふことがあるのか。回答願う。

(事務局)

・パブリックコメントを先月、12月29日まで実施して、様々な意見が上がってきていると聞いている。E委員の発言のように各団体からもいろいろ要望などが上がってきていると想像している。スポーツ・レクリエーション施設だけではなく、他にも、この使用料の改定で全庁的に多くの施設・制度・いろいろな部署が関わっている部分があると考えている。

いろいろなところの意見を受けて、総合的にどのような判断をするかというのは、他の部局の状況等も見ながら、総合的な判断になると考えており、現段階で値段が下がる上がるというように具体的には言えない状況である。

(E委員)

・先日12月24日の開催でまとめた話の中では、一方的な案のまま進むのではなく、そのような声も取り入れてほしいという意見があった。

(会長)

・物価は上がっており、人件費も上がっている。それから、公園みどり課内の施設等も長

期的に見ると、いろんな修理などもしていくと思うので、使用料を上げるのは致し方ないと考える。皆さんの同意があれば、これを認めていきたいと思うが、いかがか。特に反対がなければこれでいきたい。

(出席委員)

- ・異議なし。

3 その他

(事務局)

- ・報告事項について1件追加を願う。
- ・報告事項、都市公園パークゴルフ場使用料減免措置の施行について説明する。
<資料4 都市公園パークゴルフ場使用料減免措置の施行についてに基づき説明>
- ・先ほどの使用料改定の説明でもあったが、今後においては、市民ニーズや利用実態を踏まえ、利用者負担の適正化と施設運営の持続性を両立させるため、施設の集約化など、パークゴルフ場のあり方や使用料の見直し、午後料金の必要性について、関係部署と連携しながら、検討を進めていきたいと考えている。

(会長)

- ・今の報告について何か意見等ないか。パークゴルフ場の使用状況であるとか、今説明があったとおりで、興味深いところはあった。この減免については、一旦もう試行期間は終わり、今後検討していくことでよいか。また料金は元に戻るということでよいか。
- ・これもお金もかかることなので、パークゴルフ場を集約していくことも検討の中には入っているということだ。
- ・委員の中にはパークゴルフ場を使っている方もいるかもしれないが、このような状況において試行結果がこうであったという報告であった。何かなければ、この報告事項はこれで終わりたいと思うがいかがか。

(出席委員)

- ・異議なし。

4 閉会

- ・本日の審議会はこれをもって終了する。

以上